

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（672））
2. 日 時：平成30年2月14日 10時00分～11時45分
3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

高木安全審査官、正岡安全審査官、関根技術研究調査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 炉心・燃料サイクルグループ

グループマネージャー 他7名

東北電力株式会社：原子力部（原子力設備） 担当 他1名

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部設備技術グループ 担当 他1名

中部電力株式会社：原子力部 設備設計グループ 主任

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保守部 機械保守課 担当

中国電力株式会社：電源事業本部（原子力設備） 担当 他1名

電源開発株式会社：原子力技術部 設備技術室 担当 他1名

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、1月31日、2月5日及び本日の提出資料に基づき、東海第二発電所の工事計画認可申請のうち、使用済燃料貯蔵設備の核燃料物質が臨界に達しないこと等について、説明があった。

- (2) 原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

【燃料取扱設備、新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備の核燃料物質が臨界に達しないことに関する説明書】

○添付資料の解析コードについて、データライブラリ名、ベンチマーク試験内容を整理して、提示すること。

○新燃料貯蔵庫が使用済燃料貯蔵槽に隣接していることから、内部溢水時等を考慮した場合の新燃料貯蔵庫の未臨界性評価について整理すること。

【燃料体等又は重量物の落下による使用済燃料貯蔵槽内の燃料体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の防止に関する説明書】

○スロッシングを起因としたプール内設備の落下による影響については耐震計算書側で説明し、その内容を踏まえて本説明資料で説明する内容を検討すること。

【使用済燃料貯蔵槽の冷却能力に関する説明書】

○スプレイ試験の条件及び供試体の仕様（旋回角度等のスプレイノズルの仕様）を整理して、提示すること。

○ノズルの放出試験の結果をどのように実機に適応させているか整理して、提示すること。また、ラック配置とスプレイ分布の関係を考慮し、どのラックにおいても、十分に冷却されていること整理して、提示すること。

○米国原子力エネルギー協会（NEI）のガイドに示されているスプレイ流量の考え方について説明すること。

（3）日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 使用済燃料貯蔵槽の水深の遮蔽能力に関する説明書
- ・ 東海第二発電所 燃料取扱設備、新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備の核燃料物質が臨界に達しないことに関する説明書に係る補足説明資料